

No. 54

制 度 名	児童扶養手当給付費国庫負担金	主管課名	青少年家庭課 青少年・母子福祉 G		
		問合せ先	029-301-2183		
目的・趣旨	児童扶養手当法に基づき市が支給する児童扶養手当に要する費用に対し交付する。				
<p>[対象団体] 市</p> <p>[対象事業] 児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当</p> <p>[対象経費] 児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当に要する費用</p> <p>[交付要件等] 児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱による</p> <p>[根拠法令等] 児童扶養手当法第 21 条及び児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p>					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
国負担額：支弁した児童扶養手当費のうち 3 分の 1		1/3	-	2/3	-
市負担額：支弁した児童扶養手当費のうち 3 分の 2					
[令和 8 年度当初予算額] 千円 (国予算)		[令和 8 年度補助対象団体] 水戸市外 31 市			
[備考]					